

不妊治療のための特別休暇「コウノトリ休暇」の創設等について

1 概要

本年2月に、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の一部が改正されました。

これを踏まえ、本市では、職員の不妊治療のための有給の特別休暇として「コウノトリ休暇」を創設します。

また、職員が子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するため、子の看護のための特別休暇の取得期間の延長等の改正を行います。

併せて、本市における特定事業主行動計画「栃木市職員 笑顔の子育て&女性活躍サポートプラン」の中に不妊治療に関する取組を追加します。

2 創設の背景等

不妊治療は、検査や治療のために頻繁な通院や手術が必要となる場合があり、多くの時間を要するとともに、身体面や精神面、金銭面など、本人に大きな負担が生じます。

そこで、全職員が、治療のための休暇は計画的に取得するのが難しいことを理解し、治療を必要とする職員が気兼ねなく治療に専念できる職場づくりを進めるため、「コウノトリ休暇」制度を創設します。(常勤職員に対する有給の休暇制度の導入は県内初)

3 主な改正内容

1. 「コウノトリ休暇」の創設

職員が不妊治療を受けやすい職場環境づくりの重点施策として、不妊治療のための有給の特別休暇を創設します (最大で年6日取得可能)。

休暇の名称は、赤ちゃんや幸せを運ぶ鳥として、そのイメージが広く浸透しており、本市が渡良瀬遊水地に定着を図っているコウノトリにあやかり、「コウノトリ休暇」とします。

2. 子の看護のための特別休暇の取得期間の延長

子が負傷・疾病により看護の必要がある場合に認められる特別休暇について、「小学校就学前まで」としている現行の規定を見直し、「12歳まで」休暇を取得できるようにします。

3. 栃木市特定事業主行動計画の一部変更（取組の追加）

上記1及び2の取組を推進するため、本市における特定事業主行動計画「栃木市職員 笑顔の子育て&女性活躍サポートプラン」の第2章中に、女性職員及び男性職員それぞれに向けた新しい取組として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境づくりに関する内容を追加します。

※常勤職員の休暇制度の改正を踏まえ、上記1及び2の内容について、会計年度任用職員の休暇制度も改正します。(無給)

4 実施日 9月下旬予定

【問合せ】経営管理部 職員課
担当：飯塚、福田
Tel.0282-21-2352